

医療扶助の実施方式に関する実態調査及びあり方に関する研究事業

株式会社 政策基礎研究所 (報告書A 4版 142頁)

事業目的

生活保護制度の医療扶助については、制度創設当初より、福祉事務所が医療券や調剤券の発行をすることでその給付が行われてきた。本来、被保護者が医療扶助により医療機関で診察を受ける際には、事前に医療券を取得してから診察を受ける必要があるが、実際にそのような手順で手続が行われている自治体が全てではない。

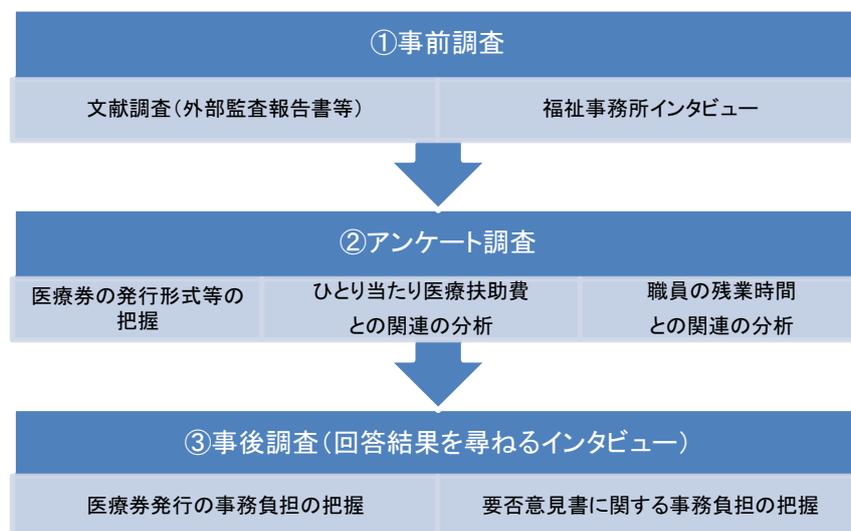
医療券の発行手続きにどの程度ばらつきがあるのか、また、その違いが、ひとり当たりの医療扶助費や、福祉事務所の職員の業務負担にどの程度影響を与えているのか等の現状把握を行うために、本調査を以下の流れで実施した。

事業概要

調査は下図表の流れで実施した。①では、アンケートの調査票作成を主目的に調査を実施した。その結果も踏まえ②においては、主に、福祉事務所の職員の残業時間及び管轄内の医療費（1人当たり総額・診察回数・1回あたり費用等）と、医療券の発行形式等の関係を検証するアンケート調査を実施した。アンケート調査は、全国の福祉事務所（1321箇所）を対象とし、回答は741票（回収率56.1%）であった。

また、③では、主にアンケートの自由記述において、医療券の事務についての課題に関する記載の多かった福祉事務所や、要否意見書について医療機関とのやり取りに苦労している福祉事務所へ追加的なインタビュー調査を実施した。

図表



調査研究の過程

医療券に関する学術分野の有識者が見当たらなかったことから、委員会は実施せず、アンケート調査前の調査票作成のためのインタビューに注力して調査研究を進めた。

文献調査では情報収集が困難であった医療券交付のグレーゾーンをインタビューで把握する必要があったことから、調査は予定の日程で進まなかったが、最終的にインタビュー先の福祉事務所の名称を全て匿名にすることについて厚生労働省から許可を得られたことから、何とか情報を収集し、アンケート調査を実施できた。

事業結果

インタビュー調査からは、医療券の発行方式が福祉事務所ごとに異なること、毎月の発行に際し印刷だけでも職員に負荷がかかっていること、医療券発行前の医療機関受診に対して福祉事務所によりその受容度が異なること、受給者番号の固定化への対応方法が福祉事務所間で異なること、などが示唆された。

アンケート調査からは、次のことが示唆された。単純集計からは、医療券の発行や制度運用等が福祉事務所によって異なることを、改めて定量的に確認することができた。例えば、「医療券を本人へどのように渡していますか？」の設問では、約3割が本人に手渡し、約7割が医療機関に送付していると回答した。

残業時間等の業務負荷に関する被説明変数を用いた分析の結果からは、医療券の本人への渡し方及び専門職の不足等の人員体制との関連が見られた。

医療扶助費に関する被説明変数を用いた分析の結果においては、ひとり当たりの入院外決定点数については、医療券の発行形式等の設問と想定される方向で関連が見られるものは皆無であった。一方、被保護者ひとり当たりの入院決定点数については、「医療券の本人への渡し方」及び「交付までの時間」に関連していた。

以上から、医療券の発行方式は福祉事務所により異なっていることが確認され、それにより職員の残業時間は影響を受けているが、医療扶助費への関連は外来では観察されず、入院の一部に限られることが示唆された。

事業実施機関

株式会社 政策基礎研究所
〒110-0016
東京都台東区台東1-24-1 燦坤日本電器ビル7F
TEL : 03-6280-3569